

2016年度

定時総会議案書

と き 2016年6月4日(土)

15:00～

ところ 自治労会館3階会議室

公益社団法人 高知県自治研究センター

2016 年度定時総会次第

1. 開 会
2. 定足数報告
3. 理事長あいさつ
4. 総会議長選出
5. 議事録署名人選出
6. 議 事
 - (1) 報告事項
2016 年度事業計画および 2016 年度収支予算について
 - (2) 議決事項
 - ① 第 1 号議案 2015 年度事業報告の承認について
 - ② 第 2 号議案 2015 年度収支報告の承認および監査報告について
 - ③ 第 3 号議案 任期満了に伴う役員改選（案）について
 - ④ その他
7. 議長退任
8. 閉 会

2016年度事業計画

1. はじめに

(1) 地域の暮らしや地方自治をめぐる特徴的な情勢

① 2014年5月に、『日本創生会議』の報告（通称・増田レポート）が、「2040年までに全国の市町村の半数が消滅する可能性がある」と言う内容の報告を発表したことから、地方自治関係者に大きな衝撃を与えました。しかし、レポートの議論の入り口（人口減少から目をそらすな、東京一極集中を阻止せよ）と出口（20万人以下都市への対策をやめ地方中核都市に一極集中させよ）とが、そもそも矛盾した内容となっており、「市町村消滅」と言うショッキングな見出しに惑わされない冷静な議論こそが求められています。これまでも多大な労力や資源を投入してきたにもかかわらずこのような現状にあることの理由を検証し、今後、地方がどのような形で再生し存続を図るべきなのかの検討が必要です。

② 政府は、「日本創生会議」の報告を受けて、2014年秋に「まち・ひと・しごと創生本部」を創設しました。担当大臣の石破氏は、「競争しろと言うのか、その通り。そうすると格差が付くではないか、当たり前だ」と発言していますが、住民が安心して暮らすことのできる地域社会の創出に「切磋琢磨」するのなら理解できますが、「選択と集中」という表現で、市町村間の競争を煽り、消滅していく市町村から撤退して地方中核拠点都市への財政投資や人口の集中を正当化することが「地方創生」だとは到底思えません。「消滅する」と名指しされた市町村の住民らの諦念を増幅させて、「ショックドクトリン」的作用を及ぼしかねない危険性も指摘されています。人口減少に伴う地方の衰退のみにスポットを当てるのではなく、そのことと表裏一体である「東京一極集中」の是正にも同様の比重を置いた対応を行うべきです。

③ 2015年度は「まち・ひと・しごと創生事業費」として、約1兆円の地方自治体予算が確保されたことに合わせて、地方自治体は年度内に「地方版総合戦略」の策定を義務付けられました。2016年度予算においてもほぼ同額の予算措置が行われる予定ですが、石破大臣の発言にもあったように、各地方自治体のとりくみに応じた「成果配分」を持ち込んでおり、そのことは不毛な人口獲得競争を煽るばかりではなく、かえって地域間格差を拡大させる危険性があります。また、多くの自治体が慢性的な人員不足に陥っている中で、総合戦略の策定を民間のコンサルに委託しているということも言われているなど、本来の目的や方向性とは違う本末転倒的な状況も発生しており、過去の検証も行わないままに上からの性急かつ強引な「地方創生」への誘導を行うことの矛盾が現出しています。

④ 平成の大合併が中山間地域の衰退を加速させ、結果的に都市部と地方の格差を拡大した

ことの反省を踏まえるとともに、「地方創生」とは矛盾する危険性の大きい道州制については拙速な推進は避けるべきです。また、貧富・企業間・都市部と地方など、拡大しつつある様々な格差を解消するためには、「競争・自己責任」の社会から「連帯・共生」の社会への転換が求められています。そのためには、人口減少社会に突入し、高齢化の進展も一層加速しようとしている現実を見つめ、過去に囚われた「経済成長・規模拡大」の方向を見直し、地域から見た豊かさと幸福の追求こそが目標とされるべきです。

- ⑤ 「3.11 東日本大震災」から 5 年が経過しました。依然として復旧・復興は十分ではなく、いまだに約 180,000 人の住民が避難生活を余儀なくされています。復興のための新たなまちづくりなどの事業は「超大型規模の公共工事」であり、政府が主導して実施することは当然としても、被災住民の意向や主体性を無視した復興も目立ち、「復興災害」との批判も出されるなど、住民にとっては望まないような復興の在り方が問題になりつつあります。また、復興と言っても「都市復興」や「生活復興」など切り口は様々であり、トータルな視点での「事前復興」の観点から、住民が主体となった議論を行いながら必要な時に情報発信ができるようなとりくみが求められます。
- ⑥ 福島第 1 原発事故は現在なお収束しておらず、放射能汚染水は海洋に流出しており、しかもそのことが地元自治体などには知らされず、廃炉に至る工程もいまだに不明確なままです。原発事故は、根拠のない安全神話やコスト論、環境負荷論に基づく過信が招いた「人災」と言わざるを得ず、一旦事故が発生すれば制御不能に陥るような巨大システムに安易に依存してきた、これまでの在り方を見直すべきと考えます。この甚大な被害の事実を踏まえ、原発に頼らない再生可能エネルギーへのシフトなど、エネルギー政策の転換を通じた社会システムの見直しも必要です。

(2) 高知県における特徴的な情勢

- ① 30 年以上前に、当時の高知県知事が「山の皺を伸ばす」として中山間地域の振興を県政の重点課題に掲げて以降、様々なとりくみが官民通じて行われてきていますが、人口流出と高齢化の進展による地域の衰退には歯止めがかかりません。「限界集落」という言葉は、高知県の中山間地域から発生したのですが、年々増加し、これまでなんとか踏ん張って存続してきた多くの「限界集落」が、昭和一桁世代の退場に伴い存亡の危機を迎えつつあります。政府が「地方創生」を推進するなかで、上からの押し付けではなく、高知県の地域性を生かした「高知の創生」が図られるべきです。
- ② 高知県は県民所得をはじめとする経済指標については、全国平均で見れば下位に位置する項目が多いのが実態です。しかし、一方で自然環境や食材の豊かさなど高知ならではの強みもあり、地域の持つ潜在能力は高いものと思われれます。GDP（国内総生産）の数字に捕らわれ発展と拡大のみを是とするのであれば、人間同士の「人と人とのつながり」や自然環境を犠牲にせざるを得ず、持続的な社会の安定は困難です。むしろ、後進性や地域性を逆手に取って、高知県で生活することを肯定的に捉え、物質的、精神的なより良いバランスを意図

的に追求するGNH（国民総幸福量）の向上を目指すなどという方向に、発想を転換させる必要があるのではないかと思います。

2. 2015年度の事業経過について

- (1) 2014年5月に「日本創生会議」が発表した報告「増田レポート」を受けて、高知における少子化の流れへの対応策を探ろうと企画した連続シンポジウム「少子化の流れに抗して」について、県少子対策課やNPO代表者などの助言も受けながら、第2回～第4回を開催しました。もう一つの連続シンポジウムである「3.11 東日本大震災から高知は学ぶ」については、岩手県宮古市から行政担当者や地元住民の方などを招いて、通算第5回目を開催しました。また、「高知の介護保険地域ケアシステムの実態調査研究」による大規模なアンケートの集約と分析などの事業を行いました。
- (2) 会員については、個人会員で1名の新規会員増がありました。センターの活動案内の広報チラシも作成しており、セミナーやシンポジウム時などに引き続き配布を行い、会員拡大に努めるとともに、黒潮町に続く地方自治体会員の獲得にも働きかけを行うことが必要です。
- (3) 2014年度が公益法人移行から3年目にあたったことから、県市町村振興課および法務課による「公益法人立入調査」について、「公益認定の基準の順守状況」「法人の組織および管理・運営の状況」などについて検査を受けました。その後、検査結果について2月27日付で「高知県公益認定審議会」より「公益法人立入検査結果通知書」にて14項目の指摘事項があり、当センターとして改善措置を行い、3月14日の2014年度第5回理事会にて確認の後、2015年4月22日に県市町村振興課に報告しました。

3. 2016年度の研究の柱

- (1) 組織運営については、定款に基づき、理事会での議論を活性化させるとともに、各研究テーマごとに設置した「研究チーム」において率直かつ丁寧な議論により、研究テーマの背景となる問題意識の深化と研究の前向きな展開をめざします。
- (2) 活動の基本を、「地域の発展と地域で暮らす人への寄り添い」とし、地域に貢献できる研究を行うことにより、県民福祉の向上や新たなコミュニティビジネスモデルの創出、地域の活性化などの実践的研究にとりくみます。
- (3) 研究については、公益目的事業のさらなる深化と活性化の実現を目指すこととし、内容については、引き続き中長期的な視野に立った「基礎研究」と「地域・団体などの要請に応じた一般研究」の二本立てとし、中心となる「基礎研究」のテーマは、「高知県におけるコミュニティ再生・創出、維持についての研究」とします。事業実施に当たっては、研究者を中心としながら、広く研究員を募り、チーム体制で進めます。

- (4) 研究成果については、県民の公益に資するため、成果物として仕上がった段階で報告書を発行するとともに、ホームページへの掲載で一般公開することとします。

4. 2016年度の具体的な研究テーマおよび活動内容等

(1) 組織体制の確立について

- ① 定款に基づき、総会、理事会等の円滑な運営を図るとともに、研究活動の点検や新たな研究テーマの設定などセンターの基本的活動のあり方や組織運営方針などについて、理事会における討議を深めます。また、定款に基づく運営に遺漏のないよう、事務局機能の強化を図ります。
- ② 団体および個人会員の拡大に努めることと合わせて、会員募集の宣伝物作成とホームページの充実を図ります。

(2) 2016年度の調査・研究活動

- ① 「中山間地域における内発的発展地域産業モデル研究」については、県内外の「内発的発展」地域産業モデルを調査し、具体的な地域産業振興（起業）案を提案するため、総勢6名以内の研究員を公募選定（うち3名を高知県内の自治体職員）して研究を開始します。
研究を進めるにあたっては、高知銀行地域経済振興財団との共同研究とすることを追求し、学識経験者の指導を受けながら、主に県内の地域産業の事例ヒアリングを行い、高知県内における内発的発展地域モデルプランを考案することをめざします。
- ② 全国を10年～20年先取りして高齢化が進行している高知県の現状に着眼し、「高知の介護保険地域ケアシステムの実態調査研究」については、介護保険制度を補完する仕組みが地域でつくれないか、という問題意識に基づく研究を行います。
2015年4月から、要支援者に対する在宅・通所介護が給付から外れて市町村事業となりました。市町村によってサービスの格差が生じることが懸念されることから、要支援者および一般高齢者が制度に対する不安を抱えています。そのため、要支援者および一般高齢者を対象に、介護保険制度にどれだけの満足感を持ち、反対にどのような不満や不安をもっているか、あるいは何を必要としているか等のアンケート調査を実施し、一般高齢者からは2,529名・要支援高齢者からは623名の回答を得ることができました。現在集約・分析作業がほぼ終了しており、研究チーム会議でさらに精査を行ったうえで、分析結果の県民への公表の内容や県などへの政策提言のあり方などについて詰めの作業を行うとともに、今後の展開について引き続き検討を行います。
- ③ 「高知市における中心市街地再生のための施策についての研究」については、研究チームとして対象地域を「新屋敷2丁目」に設定しています。

モデル地区に長く居住する方に丁寧なヒアリングや町内会の役員の皆さんとの協議を行うことにより、モデル地区の地域特性や現在に至る経過、「空き家」の状況などについて精度を高める分析作業を引き続き行います。

これらの作業を行ったうえで、研究の目的である、地域で世代が循環して「住む」ことを持続させるためには、地域に何が必要で、行政施策として何が求められるのか、との議論を集中して行い、「中心市街地の空洞化対策に向けた主たる課題と問題点」の抽出作業に着手します。

(3) セミナー・シンポジウムの開催

- ① セミナーについては、上記の調査・研究に関連する内容を中心に継続的に行えるセミナーを開催します。

また、変化の早い社会状況に左右されることなく、動きの底流に視点をあてる時事的テーマによるセミナーの開催も追求します。その際には、関係する分野の団体等との共催による実施も検討します。

- ② 2015年2月21日に第1回を開催した、「連続シンポジウム『少子化の流れに抗して』」について、2015年度は第2回～第4回を開催してきました。「少子化対策にとりくむこと＝誰もが住みやすい地域づくり」との前提で、地方への移住を目指す若者が増加していること背景にある価値観や社会経済構造の変化に着目し、高知において若年者の人口流出を食い止めUJIターンを呼び込むには何が必要で、我々がどう発想し、どう行動すべきかについて、具体の課題を抽出して議論を行っていきます。開催に当たっては、引き続き高知県および地方団体、報道関係など広く後援を求めるとともに、学識経験者・NPO団体・行政関係者などの幅広い層の意見等も吸い上げながら実施することとし、最終的には、県や市町村などに対して具体の提言を行うことを展望しながら推進していくこととします。また、シンポジウムの経費については、「公益社団法人移行5周年記念事業」のための特定資産を充てることとします。

- ③ 連続講座として「3.11 東日本大震災から高知は学ぶ」シンポジウムを引き続き開催します。本年度については、これまでの5回のシンポジウムで学んできたことを踏まえて、これまで基本的な視点として掲げてきた「事前復興」と言う観点から、「防災と学校教育（仮題）」ということのポイントにおいて、第6回目のシンポジウムを黒潮町において開催します。

(4) 自治研究センター年報の作成について

- ① 高知県自治研究センターが2005年12月に再建してから、10年を迎えました。この間の各々の調査・研究活動の研究成果については、成果物として仕上がった段階で報告書を発

行するとともに、ホームページへの掲載等で一般公開をしています。

- ② 加えて、これまでの高知県自治研究センター全体としての研究到達点を把握する意味から、また、研究成果を広く県民に還元する意味からも、自治研究センター年報を作成します。

収支予算書

平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで

公益社団法人 高知県自治研究センター

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	[1,891,000]	[1,591,000]	[300,000]
正会員受取会費	1,891,000	1,591,000	300,000
受取寄付金	[5,800,000]	[5,800,000]	[0]
受取寄付金	5,800,000	5,800,000	0
雑収益	[5,000]	[5,000]	[0]
受取利息	5,000	5,000	0
経常収益計	7,696,000	7,396,000	300,000
(2) 経常費用			
事業費	[7,176,000]	[8,762,000]	[△ 1,586,000]
給料手当	2,970,000	2,880,000	90,000
退職給付費用	315,000	180,000	135,000
福利厚生費	495,000	450,000	45,000
旅費研究費	400,000	2,000,000	△ 1,600,000
通信運搬費	100,000	210,000	△ 110,000
事務賃借料	350,000	672,000	△ 322,000
新聞図書費	50,000	100,000	△ 50,000
研修会議費	946,000	350,000	596,000
消耗品費	50,000	20,000	30,000
印刷製本費	700,000	1,100,000	△ 400,000
諸謝金	800,000	800,000	0
管理費	[1,320,000]	[1,718,000]	[△ 398,000]
給料手当	330,000	320,000	10,000
退職給付費用	35,000	20,000	15,000
福利厚生費	55,000	50,000	5,000
会議研修費	300,000	600,000	△ 300,000
通信運搬費	40,000	90,000	△ 50,000
事務賃借料	150,000	288,000	△ 138,000
消耗品費	50,000	150,000	△ 100,000
支払手数料	360,000	200,000	160,000
経常費用計	8,496,000	10,480,000	△ 1,984,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 800,000	△ 3,084,000	2,284,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 800,000	△ 3,084,000	2,284,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 800,000	△ 3,084,000	2,284,000
一般正味財産期首残高	3,500,000	6,281,718	△ 2,781,718
一般正味財産期末残高	2,700,000	3,197,718	△ 497,718
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	2,700,000	3,197,718	△ 497,718

収支予算書内訳表

平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで

公益社団法人 高知県自治研究センター

(単位：円)

科 目	公益	法人	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	[576,000]	[1,315,000]	[1,891,000]
正会員受取会費	576,000	1,315,000	1,891,000
受取寄付金	[5,800,000]	[0]	[5,800,000]
受取寄付金	5,800,000	0	5,800,000
雑収益	[0]	[5,000]	[5,000]
受取利息	0	5,000	5,000
経常収益計	6,376,000	1,320,000	7,696,000
(2) 経常費用			
事業費	[7,176,000]	[0]	[7,176,000]
給料手当	2,970,000	0	2,970,000
退職給付費用	315,000	0	315,000
福利厚生費	495,000	0	495,000
旅費研究費	400,000	0	400,000
通信運搬費	100,000	0	100,000
事務賃借料	350,000	0	350,000
新聞図書費	50,000	0	50,000
研修会議費	946,000	0	946,000
消耗品費	50,000	0	50,000
印刷製本費	700,000	0	700,000
諸謝金	800,000	0	800,000
管理費	[0]	[1,320,000]	[1,320,000]
給料手当	0	330,000	330,000
退職給付費用	0	35,000	35,000
福利厚生費	0	55,000	55,000
会議研修費	0	300,000	300,000
通信運搬費	0	40,000	40,000
事務賃借料	0	150,000	150,000
消耗品費	0	50,000	50,000
支払手数料	0	360,000	360,000
経常費用計	7,176,000	1,320,000	8,496,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 800,000	0	△ 800,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 800,000	0	△ 800,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 800,000	0	△ 800,000
一般正味財産期首残高	3,500,000	0	3,500,000
一般正味財産期末残高	2,700,000	0	2,700,000
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	2,700,000	0	2,700,000

第1号議案

2015年度事業報告

I. 組織運営について

1. 2015年度定時総会の開催

- (1) 日 時 2015年6月13日(土) 午後1時～2時
- (2) 場 所 自治労会館3階会議室
- (3) 出席状況 会員総数70名(団体会員28名、個人会員42名)中
58名(団体会員24名、個人会員34名)出席
うち13名(団体会員8名、個人会員5名)書面表決書
21名(団体会員11名、個人会員10名)委任状
- (4) 議 事
第1号議案 2014年度事業報告
第2号議案 2014年度収支報告及び監査報告

2. 理事会の開催について

(1) 2015年度第1回理事会

- ① 日 時 2015年5月23日(土) 午前10時00分～11時45分
- ② 場 所 高知商工会館 福の間
- ③ 出席状況 理事・監事15名中10人出席
- ④ 議 事
第1号議案 2014年度事業報告の承認について
第2号議案 2014年度貸借対照表・正味財産増減計算書、財産目録の承認について
第3号議案 2015年度予算の様式変更について
第4号議案 連続シンポジウム「少子化の流れに抗して」の今後の企画に関するプロジェクトチームの発足について

(2) 2015年度第2回理事会

- ① 日 時 2015年11月7日(土) 午前10時00分～11時30分
- ② 場 所 自治労会館2階会議室
- ③ 出席状況 理事・監事15名中12名出席
- ④ 議 事
第1号議案 事業区分の変更について
第2号議案 2015年度収支予算書変更の承認について
第3号議案 2015年度研究調査事業の進捗状況等について

(3) 2015年度第3回理事会

- ① 日 時 2016年3月12日(土) 午後2時～3時45分
- ② 場 所 高知商工会館
- ③ 出席状況 理事・監事15名中10名
- ④ 議 事
 - 第1号議案 2016年度事業計画(案)について
 - 第2号議案 公益社団法人移行5周年記念事業の変更について
 - 第3号議案 2016年度収支予算書(案)について
 - 第4号議案 2016年度第1回理事会の開催の日程について
 - 第5号議案 2016年度定時総会の日程について
 - 第6号議案 新規会員の承認について

II. 2015年度の調査・研究活動について

1. 中山間地域における内発的発展地域産業モデル研究

- ① 県内外の「内発的発展」地域産業モデルを調査し、具体的な地域産業振興(起業)案を提案するため、2015年を起点に研究員を公募するとともに、実施に当たっては、高知銀行地域経済振興財団との共同研究とすることを追求し、学識経験者の指導を受けながら進めることを計画した。
- ② 高知銀行の担当者の異動や学識経験者との調整が手間取ったこと等から、具体の着手までには至っておらず、2016年度については、高知銀行担当者および学識経験者との十分な事前打ち合わせの作業に早急に着手する必要がある。

2. 高知市における中心市街地再生のため施策についての研究

- ① 2011年12月(加賀野井地区)と2012年1月(新屋敷2丁目)に実施した住民アンケートの集約作業を行い、社会人研究チーム会議を経て、研究対象地区を新屋敷2丁目に決定している。研究チーム会議として、対象地区の抱える固有の課題や問題点等に焦点を当て、それらの課題解決方策の検討を行う中で、施策の優先度や選択肢の議論の段階で進捗が止まっており、研究チーム会議はいったん中断し、コアメンバーで今後の研究の方向性等について改めて再構築の作業を行うこととしている。

3. 高知の介護保険地域ケアシステムの実態調査研究

(1) 2015年度研究活動の内容

- ① 高齢化社会の到来に伴う介護問題の解決には介護保険制度だけで対応することは不可能であり、これを補完する仕組みを含めた地域におけるケアシステムが必要であり、そのための要となる介護保険制度の問題点等を浮き彫りにすることを目的に、アンケート調査を2014年度に実施した。「一般高齢者用」と「要支援高齢者」の2種類のアンケートを実施した結果、2015年5月8日現在で、一般高齢者からは2529名、要支援高齢者からは623

名の回収があり、現在、集計作業が終了し、研究チーム会議にて分析作業に着手している。

(2) 研究体制

研究員 田中 きよむ (高知県立大学 社会福祉学部教授)
後藤 由美子 (高知県立大学 社会福祉学部准教授)
戸田 靖 (高知市介護保険課)
中山 順子 (中土佐町健康福祉課・地域包括支援センター)
津野 美由紀 (中土佐町社会福祉協議会・デイサービスセンター)
濱野 安一 (前高退連事務局長)
折田 晃一 (高知県自治研究センター副理事長)
事務局 石川 俊二 (高知県自治研究センター)

(3) 活動経過

12月 12日 (土) 第12回研究チーム会議<自治労会館>
1月 16日 (土) 第13回研究チーム会議<自治労会館>
2月 27日 (土) 第14回研究チーム会議<自治労会館>
3月 15日 (土) 第15回研究チーム会議<自治労会館>

Ⅲ. 研究会・セミナーの開催

1. セミナーの開催

「主権は、だれのものか」

- ① 日 時 2016年1月20日 (水) 午後6時～8時
- ② 場 所 高知共済会館
- ③ 講 師 哲学者 内山 節
- ④ 出席者 40名

2. シンポジウムの開催

連続シンポジウム「少子化の流れに抗して」

第2回：「島根にみる田園回帰の地殻変動」

- ① 日 時 2015年5月23日 (土) 午後1時～5時
- ② 場 所 高知商工会館
- ③ 講 師 <基調講演> 藤山 浩 (島根県中山間地域研究センター研究統括監)
<とりくみ報告> 小笠原 勝司 (【公財】ふるさと島根定住財団総務課長)
<鼎 談> 「高知での地殻変動は起きるか？」
藤山 浩・小笠原 勝司・畦地 和也 (コーディネーター・自治研究センター理事)
- ④ 出席者 36名

連続シンポジウム「少子化の流れに抗して」

第3回：「若者はなぜ地方へと向かうのか」

- ① 日 時 2015年8月1日(土) 午後1時～5時
- ② 場 所 こうち男女共同参画センター「ソーレ」
- ③ 講 師 〈基調講演〉 宮台 真司(首都大学東京都市教養学部教授)
〈パネルディスカッション〉
宮台 真司
イケダハヤト(プロブロガー)
吉村 沙貴(高知県立大学文化学部)
東森 歩(コーディネーター・自治研究センター理事)
- ④ 出席者 87名

連続シンポジウム「少子化の流れに抗して」

第4回：「若者の流出を止める『教育力』」

- ① 日 時 2016年3月12日(土) 午後1時～5時
- ② 場 所 こうち男女共同参画センター「ソーレ」
- ③ 講 師 〈基調講演〉 岩本 悠(島根県教育魅力化特命官)
〈パネルディスカッション〉
岩本 悠
高石 清賢(嶺北高校振興会会長)
岡村 凌平(嶺北高校3年生)
敷地那奈美(窪川高校1年生)
畦地 和也(コーディネーター・自治研究センター理事)
- ④ 出席者 61名

第5回「3.11 東日本大震災から高知は学ぶ」シンポジウム

— 震災5年目の「まちびらき」 —

- ① 日 時 2016年2月20日(土) 午後1時～5時
- ② 場 所 高知商工会館
- ③ 講 師 〈報 告〉 松本 勇毅(株式会社・たろう観光ホテル代表取締役)
高峯聡一郎(宮古市都市整備部長)
山崎 正幸(宮古市危機管理監危機管理課主査)
〈パネルディスカッション〉
松本 勇毅・高峯聡一郎・山崎 正幸
坂本 茂雄(高知市下知地区減災連絡会事務局長)
友永 公生(コーディネーター・自治研究センター黒潮町研究員)
- ④ 出席者 50名

【活動日誌】

日	曜日	会議名等	場所・参加人数等
5/21	木	2014年度監査	自治労会館、監査2名
5/23	土	2015年度第1回理事会 連続シンポジウム「少子化の流れに抗して」 第2回「島根にみる田園回帰の地殻変動」	自治労会館、理事8名、監事2名、事務局2名 高知商工会館 36名
6/13	土	2015年度定時総会	自治労会館、 団体5名、個人19名
6/22	月	連続シンポジウム 企画会議	自治労会館、 3名、事務局1名
8/1	土	連続シンポジウム「少子化の流れに抗して」 第3回『消滅する市町村』論を検証する	こうち共同参画センター「ソーレ」 87名
8/28	金	連続シンポジウム 企画会議	自治労会館 5名、事務局3名
9/25	金	高知県ボランティア・NPOセンター運営会議	高知市民サポートセンター、 理事長、事務局1名
11/7	土	2015年度第2回理事会	自治労会館、理事11名、監事1名、事務局2名
11/20	金	自治研究センター共催 企業市民セミナー「移住・定住」	高知市たかじょう庁舎、 理事4名、事務局3名
12/10	木	第5回企業・NPOパートナーシップ委員会	高知市市民活動サポートセンター 理事1名、事務局1名
12/12	土	高知の介護保険地域ケアシステムの実態調査研究 第12回研究チーム会議	自治労会館 事務局1名
12/22	火	少子化企画会議	自治労会館 3名、事務局3名
1/16	土	高知の介護保険地域ケアシステムの実態調査研究 第13回研究チーム会議	自治労会館 7名、事務局1名
1/18	月	第6回企業・NPOパートナーシップ委員会	高知市市民活動サポートセンター 理事1名、事務局1名
1/20	水	内山節セミナー「主権は、だれのものか」	高知共済会館 40名
2/20	土	シンポジウム 第5回「3.11 東日本大震災から高知は学ぶ」	高知商工会館 50名
2/24	水	第7回企業・NPOパートナーシップ委員会	高知市市民活動サポートセンター 理事長
2/27	土	高知の介護保険地域ケアシステムの実態調査研究 第14回研究チーム会議	自治労会館 7名、事務局2名
3/10	木	自治研究センター共催 企業市民セミナー「移住定住まちづくり」	たかじょう庁舎、 理事長、事務局3名
3/12	土	2015年度第3回理事会 連続シンポジウム「少子化の流れに抗して」 第4回「若者の流出を止める『教育力』」	自治労会館、理事8名、監事2名、事務局2名 こうち共同参画センター「ソーレ」 61名
3/19	土	「高知の介護保険研究地域ケアシステムの実態調査」 第15回研究チーム会議	自治労会館、 6名、事務局2名

第2号議案

公益社団法人 高知県自治研究センター

貸借対照表

平成 28 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金・預金	2,026,497	3,300,646	△ 1,274,149
流動資産合計	2,026,497	3,300,646	△ 1,274,149
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	1,644,000	1,242,600	401,400
事業積立預金	800,000	800,000	0
特定資産合計	2,444,000	2,042,600	401,400
固定資産合計	2,444,000	2,042,600	401,400
資産合計	4,470,497	5,343,246	△ 872,749
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	87,557	119,026	△ 31,469
預り金	61,565	79,585	△ 18,020
流動負債合計	149,122	198,611	△ 49,489
2. 固定負債			
退職給付引当金 1	1,479,600	1,285,470	194,130
退職給付引当金 2	164,400	142,830	21,570
固定負債合計	1,644,000	1,428,300	215,700
負債合計	1,793,122	1,626,911	166,211
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	2,677,375	3,716,335	△ 1,038,960
(内特定資産への充当額)	(2,444,000)	(2,042,600)	(401,400)
正味財産合計	2,677,375	3,716,335	△ 1,038,960
負債及び正味財産合計	4,470,497	5,343,246	△ 872,749

貸借対照表内訳表

平成 28 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金・預金	2,026,497	0	0	2,026,497
流動資産合計	2,026,497	0	0	2,026,497
2. 固定資産				
(1) 特定資産				
退職給付引当資産	1,479,600	164,400	0	1,644,000
事業積立預金	800,000	0	0	800,000
特定資産合計	2,279,600	164,400	0	2,444,000
固定資産合計	2,279,600	164,400	0	2,444,000
資産合計	4,306,097	164,400	0	4,470,497
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	87,557	0	0	87,557
預り金	61,565	0	0	61,565
流動負債合計	149,122	0	0	149,122
2. 固定負債				
退職給付引当金 1	1,479,600	0	0	1,479,600
退職給付引当金 2	0	164,400	0	164,400
固定負債合計	1,479,600	164,400	0	1,644,000
負債合計	1,628,722	164,400	0	1,793,122
III 正味財産の部				
1. 一般正味財産	2,677,375	0	0	2,677,375
(内特定資産への充当額)	(2,279,600)	(164,400)	(0)	(2,444,000)
正味財産合計	2,677,375	0	0	2,677,375
負債及び正味財産合計	4,306,097	164,400	0	4,470,497

貸借対照表附属明細書

財務諸表の注記に記載しているため、附属明細書の記載は省略しています。

正味財産増減計算書

平成27年 4月 1日 から 平成28年 3月31日 まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 特定資産運用益	(393)	(0)	(393)
特定資産運用益	393	0	393
② 受取会費	(1,512,000)	(1,499,000)	(13,000)
正会員受取会費	1,512,000	1,499,000	13,000
③ 受取補助金等	(350,000)	(0)	(350,000)
受取民間助成金	350,000	0	350,000
④ 受取寄付金	(5,800,000)	(5,800,000)	(0)
受取寄付金	5,800,000	5,800,000	0
⑤ 雑収益	(539)	(1,788,137)	(△ 1,787,598)
受取利息	539	794	△ 255
前期損益修正益		1,787,343	△ 1,787,343
経常収益計	7,662,932	9,087,137	△ 1,424,205
(2) 経常費用			
① 事業費			
事業経費	(7,279,463)	(8,307,540)	(△ 1,028,077)
給料手当	2,917,436	2,830,244	87,192
退職給付費用	194,130	167,130	27,000
福利厚生費	497,388	442,522	54,866
旅費研究費	425,268	1,779,974	△ 1,354,706
通信運搬費	120,563	106,837	13,726
消耗品費	0	55,778	△ 55,778
印刷製本費	845,082	978,398	△ 133,316
事務賃借料	510,991	619,651	△ 108,660
諸謝金	733,907	746,180	△ 12,273
新聞図書費	35,456	70,402	△ 34,946
研修会議費	999,242	248,281	750,961
前期損益修正損	0	262,143	△ 262,143
事業費計	7,279,463	8,307,540	△ 1,028,077
② 管理費			
給料手当	324,159	314,472	9,687
退職給付費用	21,570	18,570	3,000
福利厚生費	55,290	49,169	6,121
会議研修費	404,981	488,312	△ 83,331
通信運搬費	41,344	43,242	△ 1,898
消耗品費	41,510	23,906	17,604
事務賃借料	220,375	265,564	△ 45,189
支払手数料	313,200	108,000	205,200
前期損益修正損	0	1,975,170	△ 1,975,170
管理費計	1,422,429	3,286,405	△ 1,863,976
経常費用計	8,701,892	11,593,945	△ 2,892,053
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,038,960	△ 2,506,808	1,467,848
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,038,960	△ 2,506,808	1,467,848
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,038,960	△ 2,506,808	1,467,848
当期一般正味財産増減額	△ 1,038,960	△ 2,506,808	1,467,848
一般正味財産期首残高	3,716,335	6,223,143	△ 2,506,808
一般正味財産期末残高	2,677,375	3,716,335	△ 1,038,960
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	2,677,375	3,716,335	△ 1,038,960

正味財産増減計算書内訳表

平成27年 4月 1日 から 平成28年 3月31日 まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①特定資産運用益	(362)	(31)	(0)	(393)
特定資産運用益	362	31	0	393
②受取会費	(90,141)	(1,421,859)	(0)	(1,512,000)
正会員受取会費	90,141	1,421,859	0	1,512,000
③受取補助金等	(350,000)	(0)	(0)	(350,000)
受取民間助成金	350,000	0	0	350,000
④受取寄付金	(5,800,000)	(0)	(0)	(5,800,000)
受取寄付金	5,800,000	0	0	5,800,000
⑤雑収益	(0)	(539)	(0)	(539)
受取利息	0	539	0	539
経常収益計	6,240,503	1,422,429	0	7,662,932
(2) 経常費用				
①事業費				
事業経費	(7,279,463)	(0)	(0)	(7,279,463)
給料手当	2,917,436		0	2,917,436
退職給付費用	194,130		0	194,130
福利厚生費	497,388		0	497,388
旅費研究費	425,268		0	425,268
通信運搬費	120,563		0	120,563
印刷製本費	845,082		0	845,082
事務賃借料	510,991		0	510,991
諸謝金	733,907		0	733,907
新聞図書費	35,456		0	35,456
研修会議費	999,242		0	999,242
②管理費		1,422,429	0	1,422,429
給料手当		324,159	0	324,159
退職給付費用		21,570	0	21,570
福利厚生費		55,290	0	55,290
会議研修費		404,981	0	404,981
通信運搬費		41,344	0	41,344
消耗品費		41,510	0	41,510
事務賃借料		220,375	0	220,375
支払手数料		313,200	0	313,200
経常費用計	7,279,463	1,422,429	0	8,701,892
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,038,960	0	0	△ 1,038,960
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,038,960	0	0	△ 1,038,960
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,038,960	0	0	△ 1,038,960
当期一般正味財産増減額	△ 1,038,960	0	0	△ 1,038,960
一般正味財産期首残高	3,716,335	0	0	3,716,335
一般正味財産期末残高	2,677,375	0	0	2,677,375
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	2,677,375	0	0	2,677,375

公益社団法人 高知県自治研究センター

正味財産増減計算書附属明細書

財務諸表の注記に記載しているため、附属明細書の記載は省略しています。

財産目録

平成 28 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科目	場所等	物量	使用目的等	金額
I 資産の部				
1. 流動資産				2,026,497
現金・預金				
普通預金	四国労働金庫 高知支店 普通預金 3377677		運転資金として保有	2,026,497
流動資産合計				2,026,497
2. 固定資産				2,444,000
(1) 特定資産				
退職給付引当資産	四国労働金庫 高知支店 定期預金 4294390		公益目的事業の退職給付引当金見合い資金として管理している。	1,479,600
			法人会計の退職給付引当金見合い資金として管理している。	164,400
事業積立預金	四国労働金庫 高知支店 普通預金 4024545		特定費用準備資金であり公益社団法人移行5周年記念事業に使用するため規定により積立、管理している。	800,000
特定資産合計				2,444,000
固定資産合計				2,444,000
資産合計				4,470,497
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	株式会社英光事務機		パフォーマンスチャージ代金の未払い分	13,370
	日本郵便株式会社		後納郵便代金の未払い分	272
	厚生労働省		社会保険料3月分	35,770
	株式会社朝日ネット		プロバイダ料の未払い分	1,620
	NTTファイナンス株式会社		電話料金の未払い分	6,689
	理事		行動旅費の未払い分	13,360
	従業員		残業手当の未払い分	16,476
預り金	従業員		従業員から預かった社会保険料	35,409
	従業員		従業員から預かった源泉所得税	14,520
	従業員		従業員から預かった雇用保険料	11,636
流動負債合計				149,122
2. 固定負債				
退職給付引当金1			公益目的事業の従業員に対する退職金支払いに備えたもの。	1,479,600
退職給付引当金2			法人会計の従業員に対する退職金支払いに備えたもの。	164,400
固定負債合計				1,644,000
負債合計				1,793,122
正味財産				2,677,375

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、社内規定による期末現在の要支給額により計上しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式により処理しております。

2. 会計方針の変更

事業区分の変更について

公益目的事業の公1「資料センターとしての事業」、公2「研究事業及び教育、調査活動の事業」、公3「編集・刊行を行う事業」、「公益目的事業共通」の4区分を全て共通の目的を達成する手段と位置付けられることから、公1「研究事業及び教育、調査活動の事業」として1つに統合しております。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	1,242,600	401,400	0	1,644,000
事業積立預金	800,000	0	0	800,000
合 計	2,042,600	401,400	0	2,444,000

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産				
退職給付引当資産	1,644,000		(1,644,000)	
事業積立預金	800,000		(800,000)	
合 計	2,444,000	(0)	(2,444,000)	(0)

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりです。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の 記載区分
2015年度研究助成費	(一財)自治労会館	0	350,000	350,000	0	
合 計		0	350,000	350,000	0	

監査報告書

公益社団法人 高知県自治研究センター

理事長 筒井 早智子 殿

私たち監事は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

平成 28 年 4 月 30 日

公益社団法人 高知県自治研究センター

監 事 國 弘 昭



公益社団法人 高知県自治研究センター

監 事 津 野 誠



第3号議案

任期満了に伴う役員改選（案）について

公益社団法人高知県自治研究センター 定款

第1章 総則

(名称)
第1条 この法人は、公益社団法人高知県自治研究センター(以下「この法人」という。)と称する。

(事務所)
第2条 この法人は、主たる事務所を高知市鷹匠町2丁目5番47号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)
第3条 この法人は、高知県における自治のあり方や自治体行政課題などについて総合的な調査研究を行い、住民に密着した民主的な自治体行政を推進することを目的とする。

(事業)
第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 資料センターとしての事業
地方自治関係法、都市町村問題、環境問題、住民福祉とサービスの税財政など自治体政策に関するあらゆる文献と資料の収集と整理を行い、各自治体の要請に応える。
(2) 研究事業
地方自治のあり方、自治体経営、地方行財政、地域福祉の推進など自治体施策の研究を行う。
(3) 教育、調査活動の事業
前2号と関連する調査の受託、研究会、講演会などの開催を行う。
(4) 編集・刊行を行う事業
政策に関する定期刊行物、その他資料図書の編集を行う。
(5) その他この法人の公益目的を達成するため必要とする事業
2. 前項の事業は、高知県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)
第5条 この法人の目的に賛同し、入会した者をもって会員とする。
2. 会員の種類は、次のとおりとする。
(1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
(2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体
3. 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)
第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)
第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、別に定める額(以下「会費」という。)を支払う義務を負う。

(任意退会)
第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)
第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において議決権の過半数を有する会員が出席し、総会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに除名する旨の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この定款その他の規則に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
2. 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)
第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
(2) 総会員が同意したとき。
(3) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 前条の規定により会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第12条 第10条の規定により資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。
2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。
(1) 会員の除名
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
(5) 定款の変更
(6) 解散及び残余財産の処分
(7) 不可欠特定財産の処分の承認
(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
2. 前項の規定にかかわらず、次条第3項第2号により開催された総会においては、総会招集を請求する書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。
2. 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。
3. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認めたとき。
(2) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、総会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。
2. 理事長は、前条第3項の規定による招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項その他の法令に定める事項を記載した書面をもって、少なくとも総会開催の日の1週間前までに会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面により議決権を行使できる旨を決定した場合には、総会開催の日の2週間前までに通知をしなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第18条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に規定するものを除き、総会員の過半数の会員が出席し、出席した会員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決すところによる。この場合において、議長は、会員としての議決に加わる権利を有しない。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。
(1) 会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 役員等の責任の一部免除
(4) 定款の変更
(5) 事業の全部の譲渡
(6) 解散
(7) 合併契約の承認
(8) 不可欠特定財産の処分
(9) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議をするに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行

わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4. 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。
3. 第1項の規定に基づき代理行使された議決権は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(報告の省略)

第22条 理事が会員全員に対し、総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことに関して、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 会員の現在数
 - (3) 総会に出席した会員の数(議決権行使書面を提出した会員を含む。)
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言の要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議長及び総会で選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第24条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 2名以内
 - (3) 常務理事 1名
 - (4) 理事 8名以上15名以内(理事長、副理事長、常務理事を含む。)
 - (5) 監事 2名
2. 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、会員の中から総会の決議によって選任する。

2. 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
4. 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記を行い、登記事項証明書を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。
5. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。
6. 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。
3. 副理事長は理事長を補佐する。
4. 常務理事は、業務の執行をはかり、理事長を補佐する。
5. 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正行為を行い、もしくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の場合において必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。この場合において、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会

を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又これらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(役員任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 4. 理事及び監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第29条 理事及び監事は、総会において会員総数の3分の2以上の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、総会で報酬等を支給することについて承認された常勤の理事は、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。また、総会で報酬等を支給することについて承認された監事については、総会において定める総額の範囲内で、監事の協議により別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
2. 役員には、費用を弁償することができる。
 3. 第1項の規定の適用に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(就業及び利益相反取引の制限)

- 第31条 理事は、次に掲げる場合には、総会において、その取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。
 - (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
2. 前項の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任の免除)

- 第32条 この法人は、法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事の過半数の同意によって免除することができる。

(幹事会)

- 第33条 第4条の事業の実施に関する方針及び研究方法の検討を行うため幹事会を置くことができる。
2. 幹事会の設置及び運営に関する規程は、別に定める。

第6章 理事会

(構成)

- 第34条 この法人に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 総会の日時、場所及び総会の目的事項の決定
 - (2) 規則、規程の制定、廃止及び変更に関する事項
 - (3) 前号のほかこの法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認めた事項
2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け

- (2) 多額の借財
- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 第32条に定める責任の一部免除

(開催)

第36条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事長以外の理事より会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事が招集したとき。
- (4) 監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第37条 前条第3号及び第4号の場合を除き、理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号又は第4号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対しその通知をしなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。
5. 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2. 前項の規定にかかわらず、理事長が欠けたとき又は事故あるときは、理事長を選出するまでの間、理事会の議長は副理事長がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名、押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第42条 この法人の資産は、基本財産及びその他の財産とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (2) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産
3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産の管理については、理事長が行うものとし、その方法については、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

2. この法人は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

(基本財産)

第44条 この法人の基本財産は、第42条第2項に定める財産とする。

2. 前項の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法

人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(経費の支弁)

第45条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書等)

第47条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、理事長が毎事業年度開始の日の前日までに作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 第1項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に理事長は次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- 事業報告
 - 事業報告の附属明細書
 - 貸借対照表
 - 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - 財産目録
- 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 第1項の計算書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 監査報告
 - 理事及び監事の名簿
 - 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第49条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条4項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第50条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において会員の過半数が出席し、総会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

- この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も前項と同様である。

(会計原則)

第51条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第8章 基金

(基金の募集)

第52条 この法人は、基金の拠出を会員又はその他第三者に求めることができる。

- 拠出された基金は、この法人が解散するまでは返還しないものとする。

(基金の返還)

第53条 基金の返還の手続については、法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所、方法、その他の必要な事項を清算人において別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会において、総会員の3分の2以上の議決により、変更することができる。

- 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第55条 この法人は、総会において、総会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人上との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。
2. この法人が前項の合併又は譲渡をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第56条 この法人は、法人法第148条の事由によるほか、総会において、総会員の議決権の3分の2以上の議決により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第57条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第58条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第59条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 事務局

(事務局)

- 第60条 この法人の事務を処理するために、この法人に事務局を置く。
2. 事務局には、次の職員を置く。
- (1) 事務局長 1名
 - (2) 事務局次長 若干名
 - (3) 研究所員 若干名
 - (4) 事務局員 若干名
3. 前項第1号の事務局長の選任及び解任については、理事会で行う。
4. 第2項第1号以外の職員については、理事長が任免する。
5. 事務局の組織、運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

- 第61条 事務局には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備置かなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 総会で議決権代理行使をした場合の委任状
 - (4) 総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書
 - (5) 第20条第4項に規定する総会の決議の省略をした場合の同意書
 - (6) 第39条第2項に規定する理事会の決議を省略した場合の同意書
 - (7) 理事、監事及び会員の名簿並びに履歴書
 - (8) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (9) 定款に定める機関(理事会及び総会)の議事に関する書類
 - (10) 財産目録
 - (11) 役員等の報酬規程(第30条第1項ただし書に該当する場合)
 - (12) 事業計画書及び収支予算書
 - (13) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
 - (14) その他法令で定める書類及び帳簿

第12章 雑則

(委任)

- 第62条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の理事長(代表理事)は山本晋平、副理事長(代表理事)は筒井早智子、折田晃一、常務理事(業務執行理事)は石川俊二とする。
3. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

高知県自治研究センター2016年度会員

団体会員

1	高知県職労
2	高知市職労
3	土佐清水市職労
4	宿毛市職労
5	須崎市職労
6	土佐市職労
7	南国市職労
8	香南市職労
9	黒潮町職労
10	中土佐町職労
11	日高村職労
12	いの町職労
13	仁淀川町職労
14	馬路村職労
15	共済労組
16	仁淀衛生事務労組
17	国保労組
18	住宅供給公社労組
19	建設技術公社労組
20	高知市指導員労組
21	須崎市民保労組
22	高知競輪競馬労組
23	県本部書記労
24	自治労高知県本部
25	連合高知連合会
26	全水道高知水道労組
27	黒潮町
28	防治会

個人会員

1	畦地和也
2	石川俊二
3	折田晃一
4	川田 勲
5	川崎敬子
6	坂本茂雄
7	筒井早智子
8	堀 洋子
9	山崎秀一
10	山村一正
11	山本晋平
12	山本洋子
13	濱野安一
14	諸石恵子
15	田尾 隆
16	福永 明
17	津野 誠
18	中山久美
19	森下乃文
20	児嶋 鈴香
21	高橋立一
22	中平正幸
23	弘井貴之
24	岡林俊司
25	間嶋祐一
26	金子 伸
27	岡崎邦子
28	武内則男
29	竹村暢文
30	田鍋 剛
31	中山研心
32	宮本博行
33	森 幹夫
34	石井 孝
35	関 隆
36	矢野佳仁
37	東森 歩
38	山下久人
39	國弘 昭
40	山中 誠
41	西岡信喜
42	大野辰哉
43	山崎幹生
44	森 尚子
45	福田善乙
46	横山定子